

3．一般社団法人への移行認可申請書について

一般社団法人への移行に必要な認可申請書を、以下に示す通り整えました。

これについて、行政庁の移行認可を受けるに際し、訂正等の指示があった場合の処置は理事会に一任することを含め、ご承認をお願いいたします。

移行認可申請書類 主要部分のみ掲載 p.36～p.40 参照

1．移行認可申請書

2．別紙

別紙 1．法人の基本情報

別紙 2．公益目的財産額

別紙 3．公益目的支出計画等

別紙 4．その他の添付書類（掲載略）

（1）現行定款

（2）定款の変更の案（前2項の通り）

（3）定款の変更に際し必要な手続きを経ていることを証する書類（理事会および総会議事録）

（4）登記事項証明書

（5）算定日における財産目録並びに貸借対照表及び附属明細書

（6）申請直前事業年度の損益計算書及び附属明細書

（7）申請直前事業年度の事業報告及び附属明細書

（8）事業計画書及び収支予算書

内閣総理大臣

麻生 太郎

殿

法人の名称

社団法人情報処理学会

代表者の氏名

佐々木 元

移行認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第45条の規定による認可を受けたいので、同法第120条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 主たる事務所の所在場所

1010062	東京都	千代田区神田駿河台1-5	化学会館4階
---------	-----	--------------	--------

2 従たる事務所の所在場所

 あり (別紙を作成してください。)

 なし

3 認可を受けた後の法人の名称

一般社団法人情報処理学会

4 旧主務官庁の名称

文部科学省

登録

【別紙1:法人の基本情報】

法人コード	001484
法人名	社団法人情報処理学会

1. 基本情報

フリガナ	シャダンホウジンジョウホウショリガツカイ		
法人の名称	社団法人情報処理学会		
フリガナ	イッパンシャダンホウジンジョウホウショリガツカイ		
認可を受けた後の法人の名称	一般社団法人情報処理学会		
現在の法人区分	<input checked="" type="radio"/> 特例社団法人 <input type="radio"/> 特例財団法人		
旧主務官庁の名称 注1	文部科学省	研究振興局 学術研究助成課 研究調整係	
主たる事務所の住所及び連絡先	住所	〒1010062 東京都 千代田区神田駿河台1-5 化学会館4階	
	代表電話番号	03-3518-8374 (内線 _____) FAX番号 03-3518-8375	
	代表メールアドレス	[REDACTED]	
	ホームページアドレス	http://www.ipsj.or.jp/	
代表者の氏名	佐々木 元		
事業年度	4月 1日 ~ 3月 31日		
申請業務担当者注2	氏名(又は名称)	湖東 俊彦	役職(又は担当者名) 事務局長
	電話番号	03-3518-8374	FAX番号 03-3518-8375
	電子メールアドレス	[REDACTED]	
事業の概要	情報処理に関する学術および技術の普及・向上のため、情報処理関連技術の調査研究ならびにその公表、実践、標準化、関連する人材育成の推進などを行っています。		

注1: 旧主務官庁の名称及び担当部局を記載してください。
また、複数の旧主務官庁が存する場合には、全ての旧主務官庁を記載してください。

注2: 代理人による申請の場合は委任状を添付し、代理人が法人の場合は「氏名」の欄に名称を、「役職」欄に担当者名を記載してください。

登録

【別紙2:公益目的財産額】

2. 公益目的財産額

1. 算定日	平成20年3月31日	日付入力
2. 公益目的財産額((1)+(2)-(3)-(4))	920,880,629円	自動計算
(1)貸借対照表の純資産の部の額 ※申請書に添付した貸借対照表の純資産の部の額を記載してください。	920,880,629円	
(2)時価評価資産の時価と帳簿価額との差額 …規則14条第1項1・2号 ※別表A(1)の(時価-帳簿価額)の額を記載してください。	0円	
(3)基金の額 …規則14条第1項3号 ※別表A(4)の額を記載してください(特例社団法人のみ対象です)。	0円	
(4)その他支出又は保全が義務づけられているものの額 …規則14条第1項4号 ※別表A(4)の額を記載してください。	0円	

登録

3. 公益目的支出計画

【公益目的支出計画の概要】

1	法人の名称	社団法人情報処理学会		
2	主たる事務所の所在場所	1010062	東京都	千代田区神田駿河台 1-5 化学会館4階
3	公益目的財産額	920,880,629円		
実施事業等の事業番号注及び内容				
4	公益目的事業 (整備法第119条第2項第1号イ)	公		
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	継1	最新技術の解説を主とした会誌の刊行による情報処理の学術・技術の普及・振興(会誌の刊行)	
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	継2	論文誌および情報処理に関する専門誌の刊行、歴史的技術の無料公開、用語解説の無料公開等による情報処理の学術・技術の普及・振興(論文誌、学術図書等の刊行)	
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	継3	研究分野毎の研究発表会および各種シンポジウムの開催による情報処理の学術・技術の普及・振興(調査研究活動)	
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	継4	特定分野に限らない成果発表および産学交流の場の提供による情報処理の学術・技術の普及・振興(学術講習会の開催)	
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	継5	情報分野の人材育成による情報処理の学術・技術の普及・振興(人材育成(教育活動))	
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	継6	海外学協会との連絡・連携、および情報交換の場の提供等による情報処理の学術・技術の普及・振興(国際活動)	
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	継7	業績の顕著な功労者、優れた論文の著者、研究発表者等の表彰による学術・技術の向上(各種表彰)	
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	継8	情報処理関連技術の標準化の推進による情報処理の学術・技術の普及・振興(標準化活動)	
	継続事業 (整備法第119条第2項第1号ハ)	継9	地域の実情にあわせた支部独自の情報処理の学術・技術の普及・振興(支部活動)	
	特定寄附 (整備法第119条第2項第1号ロ)	寄		
5	公益目的支出の見込額(平均の額)	695,885,000円		
6	実施事業収入の見込額(平均の額)	532,931,200円		
7	(5の額)-(6の額) 補助計算	162,953,800円		
8	公益目的財産残額が零となる 予定の事業年度の末日	平成20年3月31日		
9	公益目的支出計画の実施期間	6年間		
10	8の年度までに合併する予定の有無 (有の場合、予定年月日)	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無		
11	時価評価資産の明細	別表A(1)のとおり		

注:左欄に事業番号を記載してください。
(公益目的事業の場合⇒公1、公2・・・、継続事業⇒継1、継2・・・、特定寄附⇒寄1、寄2・・・)

登録

誓約書

平成21年1月15日

日付入力

内閣総理大臣

麻生 太郎

殿

法人の名称

社団法人情報処理学会

代表者の氏名

佐々木 元

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第45条の認可(以下「移行認可」という。)の申請をするに際し、以下の事項について誓約します。

記

1 実施事業等を行うに当たり特別の利益の供与を行わないことについて

移行認可を受けてから、整備法第124条の確認を受けるまでの間、整備法第119条第2項第1号イ又はハに規定する事業(以下「実施事業」という。)及び同号ロに規定する寄附を行うに当たり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第3号及び第4号に相当する行為を行いません。

2 実施事業を行うに当たり必要な許認可等について

実施事業を行うに当たり必要な許認可等について、整備法第124条の確認を受けるまでの間に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を届け出るとともに、必要な事務手続きを行います。

3 事業の継続について

移行認可の申請において、継続して実施事業に使用するため一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第69号)第14条第1項第1号に規定する時価評価資産でないとした資産に係る事業については、整備法第124条の確認を受けるまで継続して実施します。

4 資産運用方針等の変更の届出について

移行認可を受けてから、整備法第124条の確認を受けるまでの間に、多額の借入れや債務の保証、高額な財産の取得等を行うことにより、公益目的支出計画の実施期間中の収支の見込みが変更される場合には、予め届け出るとともに、必要な事務手続きを行います。

登録